

28農振第806号  
平成28年6月14日

北海道農政部長 殿  
各地方農政局農村振興部長 殿

農村振興局 農村政策部  
農村環境課長

農作業中におけるクマの出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底  
について

今年各地で例年以上にクマの出没が相次ぎ、クマによるとみられる死亡事故も複数、発生しています。今般の状況を踏まえ、環境省より別紙のとおり各都道府県の鳥獣行政担当部局長宛に「クマ類の出没に係る適切な対応について(依頼)」(平成28年6月14日付。環自野発第1606141号)が発出されました。

クマは冬眠に入る前の10月から11月にかけて、餌を求めて人里まで行動圏が拡大すると一般的に言われていますが、特に林縁地付近の圃場等での農作業においては、これらの時期に限らず注意が必要です。

このため、環境省作成のパンフレットやマニュアル、別紙の農林水産省作成のリーフレット等を参考に、環境部局や森林部局等と連携して、農作業中におけるクマの出没や人身被害、農作物被害等の防止に向けて適切な対応を行うよう、貴管下の都府県に対して、指導の徹底及び情報の周知徹底の依頼をお願いします。

※環境省作成パンフレット <http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/kids/index.html>  
クマ類出没対応マニュアル <http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>

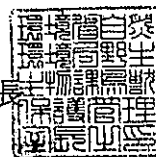
環自野発第 1606141 号

平成 28 年 6 月 14 日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課

鳥獣保護管理室長



クマ類の出没に係る適切な対応について（依頼）

平素より、鳥獣行政の推進にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今年、秋田県でツキノワグマによる死傷事故が連続して発生しているほか、各地の市街地周辺でもツキノワグマが出没するなど、クマ類に関する事故や出没について多く報道されています。

これからの時期、登山等の行楽シーズンを迎え、地元住民や観光客等が山野へ入る機会も多くなります。クマとの不慮の遭遇を避け、事故を防止するためにも、各都道府県におかれましては、

- 1 地元住民や観光客等に対するクマ情報の提供や注意喚起
- 2 クマの被害や出没があった地域での立入制限や捕獲対策等の迅速な対応
- 3 クマと遭遇した際の対応方法の普及

(環境省作成マニュアル及びパンフレットは、

<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>

<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/kids/index.html>

に掲載してありますので、リンクを貼るなどご活用下さい。)

- 4 ヒトとクマのあつれき解消に向けた取組の一層の推進

等について、関係部局と連携の上、現地の状況に応じた適切かつ迅速な対応をお願いいたします。

(茨城県、千葉県、九州 8 県についてはご参考です。)

# クマにご注意下さい！



今年は各地で例年以上にクマによる人身被害が多発しています。  
農作業に当たっては、クマとの不意の遭遇に十分ご注意ください。

## クマの出没を防ぐためには

### (1) 農作業を行う際に注意すべき事項

- ・ 作業中にラジオなど音の出るものを携帯するなど、自分の存在をアピールすること。
- ・ クマ類の出没情報に留意し、クマ類の行動が活発になる早朝、夕方の作業時には、周囲に気を付けること。
- ・ 森林、斜面林などのそばの農地は、クマ類の出没ルートとなりやすいので特に注意し、周囲の灌木の刈り払いなどを行うこと。
- ・ 頻繁にクマ類が出没する地域においては、できるだけ単独での作業は避けること。

### (2) 誘引物の除去

- ・ クマ類を誘引する生ゴミや野菜・果実の廃棄残さ等の適切な処理。
- ・ 農地では果樹園が最も被害を受けやすいところであり、収穫後の放置果実は適切に除去すること。
- ・ クマ類は、収穫物収納庫に入り込んで採食することもあるため、収納庫はきちんと施錠するなど管理を徹底すること。
- ・ 草刈機などに使われるガソリンなどの揮発性物質も、クマ類の誘引物となるため、保管場所等に注意すること。

## もしも、クマに遭遇してしまったら

### (近くにクマがいることに気がついた場合)

- ・ 落ち着いて、クマに背を向けずに、ゆっくりとその場から離れましょう。
- ・ クマを驚かすので、大声を出したり、走って逃げるのはやめましょう。



詳細については、下記の環境省  
作成パンフレット等をご参照下さい

環境省作成パンフレット  
クマ類出没対応マニュアル

<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/kids/index.html>  
<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>

(参考) 農林水産省では、緩衝帯整備、電気柵などの侵入防止柵の設置、捕獲等の取組について支援をしています。  
詳しくは以下の連絡先又はお近くの地方農政局にお尋ねください。

農林水産省農村振興局農村環境課鳥獣対策室 03-6744-7642(直通)